

納税相談が始まります

2月6日(木)から3月17日(月)まで、次ページの日程表のとおり納税相談を行います。時間延長日や休日相談日を設けていますので、地区指定日に来られない方は、ご利用ください。

申告が必要な人

平成26年1月1日現在、町内に住所があり、平成25年中にパート収入などを含む給与や営業、農業、不動産、譲渡、配当などの所得がある人です。
また、所得がない人でも、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、所得証明書が必要な人などは申告が必要です。

満18歳未満と75歳以上の人(平成26年1月1日現在)、平成25年度の住民税が特別徴収(給与天引き)の人には事前に申告書用紙を送付していません。各種所得の判定が必要な人は、申告用紙を持参しなくても申告できますので、会場へお越しください。

申告に必要なもの

▼印鑑(認印可)

所得税の納付があり、口座振替を希望する人は通帳の届出印が必要で

▼申告者名義の通帳または預金口座番号が分かるもの

①源泉徴収票の原本(給与や公的年金など)や支払調書(報酬など)

②給与明細、個人年金や満期保険金などの明細書、土地・建物・山林・株式などの売買契約書など

③収支内訳書(営業や農業、不動産などの所得がある人は、収入や経費が分かる帳簿や領収書など)

▼所得控除の内容を証明する書類

①控除証明書(生命保険料、地震保険料・国民年金保険料)

②病院や薬局などの領収書の原本(医療費控除を受ける人。個人ごとにまとめてください。保険や高額療養費などで戻った金額も必要です)

③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など

町・県民税申告の主な改正点

▼均等割額の改正

東日本大震災からの復興や防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から平成35年度までの間、個人町民税・県民税の均等割税額がそれぞれ500円引き上げられます。

▼給与所得控除の改正

給与収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

▼給与所得者の特定支出控除の改正

特定支出の範囲に弁護士、税理士などの資格取得費などが追加されます。また、特定支出の合計額が、給与所得控除額の2分の1(最高125万円)を超える場合、その超える部分の金額を給与所得控除に加算することになりました。

お取扱い
お問い合せ



納税相談日程表

2月

会場 総合センター2階「産業経営相談室」

期日	時間	対象地区など
6日(木)	8:45 ~ 16:00	年金所得、給与所得のみの人
7日(金)	8:45 ~ 16:00	吉ヶ沢・田子
10日(月)	8:45 ~ 16:00	山岸・五日市・栗山
11日(火)	9:00 ~ 16:00	【祝日相談日】 全地区
12日(水)	8:45 ~ 16:00	大沢・橋場・野中
13日(木)	8:45 ~ 16:00	平船・星野・馬場
	16:00 ~ 18:00	全地区(日中、都合のつかない人)
14日(金)	8:45 ~ 16:00	四日市・田野
17日(月)	8:45 ~ 16:00	土谷川・浦子内
18日(火)	8:45 ~ 16:00	江刈馬淵・車門・遠矢場
19日(水)	8:45 ~ 16:00	田代・垂柳
20日(木)	8:45 ~ 16:00	泉田・小苗代 農業収支計算申告者
	16:00 ~ 18:00	全地区(日中、都合のつかない人)
21日(金)	8:45 ~ 16:00	中村・寺田 農業収支計算申告者
24日(月)	8:45 ~ 16:00	小田・江刈川 農業収支計算申告者
25日(火)	8:45 ~ 16:00	小屋瀬・上外川 農業収支計算申告者
26日(水)	8:45 ~ 16:00	茶屋場 農業収支計算申告者
27日(木)	8:45 ~ 16:00	冬部・市部内・名前端 農業収支計算申告者
	16:00 ~ 18:00	全地区(日中、都合のつかない人)
28日(金)	8:45 ~ 16:00	城内小路・下町 農業収支計算申告者

3月

会場 総合センター2階「産業経営相談室」

期日	時間	対象地区など
3日(月)	8:45 ~ 16:00	元木・新町 農業収支計算申告者
4日(火)	8:45 ~ 16:00	農業収支計算申告者
5日(水)	8:45 ~ 16:00	農業収支計算申告者
6日(木)	8:45 ~ 16:00	農業収支計算申告者
7日(金)	8:45 ~ 16:00	農業収支計算申告者
9日(日)	9:00 ~ 16:00	【休日相談日】 全地区
10日(月)	8:45 ~ 16:00	農業収支計算申告者
11日(火)	8:45 ~ 16:00	農業収支計算申告者
12日(水)	8:45 ~ 16:00	農業収支計算申告者
13日(木)	8:45 ~ 16:00	農業収支計算申告者
14日(金)	8:45 ~ 16:00	全地区
17日(月)	8:45 ~ 16:00	全地区

【農業収支計算申告者】 該当者には別途ご案内します。また、昨年まで役場以外で申告をしていた人にはご案内しておりません。役場での申告を希望する場合は事前にご連絡をお願いします。

納税相談について詳しくは、後日配布する「平成26年納税相談のご案内」でご確認ください。

☎住民会計課 ☎66-2111 内線132 ~ 134

定住と新婚生活をサポート 9世帯に奨励金を交付

12月11日、若者定住奨励金や新婚ライフサポート金などの交付式が役場で行われました。今回の交付式の対象者は、町にUターンやIターンで定住した5世帯と新婚4世帯で、このうち8世帯19人が出席。今年度生まれた赤ちゃんも出席し、和やかな雰囲気の中で、鈴木重男町長から定住者への奨励金や新婚世帯へのサポート金(くずまき商品券)が贈られました。

鈴木町長は「定住を心から歓迎します。本町は中学生以下の医療費無料化など安心して子育てができる環境が整っています。「一緒に葛巻で暮らしましょう」と町外に情報発信してほしい」とあいさつしました。

一関市から親子5人で移住した県職員の南館晋さん(36歳・小屋瀬)は「奨励金は子どものために大切に使用したいと思います。町内で買い物をして町に還元したい」と感謝しました。



交付式終了後、鈴木町長と懇談する出席者の皆さん

町の定住奨励金制度の紹介

▶若者定住奨励金 45歳未満の人がいる世帯のU・Iターン者へ15万円、中学生以下の子ども1人につき5万円の加算

▶新婚ライフサポート金 10万円(くずまき商品券)

▶地域情報通信基盤施設加入奨励金 U・Iターン世帯へ6万3千円

▶空き家活用奨励金 U・Iターン者へ空き家を売買、貸与する所有者へ5万円など

※奨励金制度について詳しくはお問い合わせください。

☎総務企画課 ☎66-2111 内線220